

系統情報公表規程

平成 28年 4月 1日

電源開発株式会社

系統情報公表規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電力系統の利用に係わる情報の公表および提示についての基本事項を定めるものであり、振替供給業務における公平性・透明性に関する社会的信頼性を確保しつつ、電力系統設備の安定及び合理的かつ経済的な総合運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当社が一般送配電事業者に対する振替供給に伴う系統情報の公表および提示に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「振替供給」とは、電気事業法（以下「法」という）2条4号のとおり、他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。
- (2) 「送配電等業務指針」とは、経済産業大臣が法28条の15にて広域的運営推進機関として認可した「電力広域的運営推進機関」が策定した送配電等業務指針をいう。
- (3) 「系統情報」とは、系統利用の公平性・透明性の確保のために当社が公表または提示する電力系統の利用に役立つ情報をいう。
- (4) 「関連情報」とは、振替供給業務に関して知り得た他の電気供給事業者および電気の利用者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報をいう。
- (5) 「振替供給関係情報連絡窓口」とは、振替供給に係わる送変電設備接続検討・計画業務において、「適正な電力取引についての指針」（経済産業省・公正取引委員会）でいうところの一般送配電事業者との情報受付・情報連絡窓口業務を行う部署をいう。
- (6) 「公表」とは、一般に公開されているウェブサイトにより、広く一般に情報を提供することをいう。
- (7) 「提示」とは、系統情報公表を求める個々の要請に応じて、情報セキュリティを確保のうえ、個々に示し説明を行うことをいう。

第2章 系統情報公表および提示に係わる事項

(系統情報公表の内容、手段、対象、時期)

第4条 系統情報として公表する規程・業務実施要領の内容は、以下のとおりであり、その内容、手段、対象者、時期は、第1表のとおりである。

- ① 振替供給業務における適正な業務執行と関連情報等の取扱いに関する規程
- ② 送配電等業務指針に基づいて策定された規程・業務実施要領

(系統情報提示の内容、手段、対象、時期)

第5条 系統連系希望者からの系統連系検討に必要な情報の提示の要請により、一般送配電事業者または電力広域的運営推進機関が情報の提示を要請してきた場合は、次条に該当する情報を除き、振替

供給関係情報連絡窓口は次の各号に掲げる措置を必要に応じて講じた上で提示する。その内容、手段、対象者、時期は、第2表のとおりである。

- ・ 閲覧者の事前登録
- ・ 閲覧目的の明確化
- ・ 秘密保持契約の締結
- ・ その他提示する情報の保護のために必要な措置

第3章 情報の保護に係わる事項

(保護すべき情報)

第6条 送配電等業務指針第245条第1項各号に掲げる情報および関連情報については、公表および提示しない。

附 則 : この規程は平成28年4月1日から実施する。

: 振替供給関係情報連絡窓口の設置箇所は「送変電設備接続検討・計画業務規程」による。

第1表 系統情報公表の内容、手段、対象、公表時期等

公表区分	公表内容	公表手段	公表対象	公表時期 (更改時期)
公表	振替供給業務における適正な業務執行及び情報取扱規程	当社ウェブサイト	需要家を含む全て	その都度
公表	送変電設備接続検討・計画業務規程	当社ウェブサイト	需要家を含む全て	その都度
公表	送変電設備接続検討業務実施要領	当社ウェブサイト	需要家を含む全て	その都度
公表	送変電設備計画業務実施要領	当社ウェブサイト	需要家を含む全て	その都度

第2表 系統情報提示の内容、手段、対象、公表時期等

提示	流通設備の故障状況	振替供給関係情報連絡窓口	要請者（一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関）	その都度
提示	系統アクセス情報	振替供給関係情報連絡窓口	要請者（一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関）	その都度